

静岡県森林整備工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱

平成 26 年 9 月 11 日 森保 第 197 号

交通基盤部長から

関係各部局長及び部内各課長、各かい長あて

(目的)

第 1 条 この要綱は、県が発注する森林整備工事の請負等（以下「県工事等」という。）の適正な履行を確保するため、森林整備工事入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が工事等に関して事故、贈賄及び不正行為等を起こした場合の入札参加停止等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入札参加停止)

第 2 条 知事は、有資格業者が別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加停止を行うものとする。

2 知事が入札参加停止を行ったときは、入札執行者は、県工事等の契約のため指名を行うに際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該入札参加停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第 3 条 知事は、第 2 条第 1 項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

2 知事は、第 2 条第 1 項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

3 知事は、第 2 条第 1 項又は前 2 項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例)

第 4 条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍（当初の入札参加停止の期間が 1 カ月に満たないときは、1.5 倍）の期間とする。

(1) 別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後 1 カ年を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第 2 第 1 号から第 3 号まで又は第 4 号から第 7 号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後 3 カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第 1 号から第 3 号まで又は第 4 号から第 7 号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。)

3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前 2 項及び第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必

要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36カ月を超える場合は36カ月）まで延長することができる。
- 5 知事は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。なお、極めて悪質な事由が明らかになった場合において、別表第2第5号、第7号に該当し、かつ、当初の入札参加停止期間が満了しているときは、当初の入札参加停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加停止を行うことができるものとする。
- 6 知事は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例）

第5条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、入札参加停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は県職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号又は、第7号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。
- (2) 別表第2第4号から第7号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。
- (3) 別表第2第4号又は、第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく知事による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は、第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）。
- (5) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）。

（報告）

第6条 本庁の課長又は出先機関の長（以下「課長等」という。）は所管する県工事等について別表第1の措置要件に該当すると認められるとき又はその疑いがあるときは、速やかに様式第1号による報告書をもその所属する部の部長に提出しなければならない。

- 2 課長等は、第4条第5項の入札参加停止期間を変更し、又は同第6項の入札参加停止の解除に該当すると認められるときは、速やかに様式第2号による報告書をもその所属する部の部長に提出

しなければならない。

(入札参加停止の通知)

第7条 知事は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により入札参加停止を行い、第4条第5項により入札参加停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第3号、様式第4号又は様式第5号により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が県工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第9条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る工事等を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第10条 知事は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成26年9月11日から施行する。

別表第1 県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 県工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>3 県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第1号に掲げる場合のほか、県工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2 週間以上 4 カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>2 週間以上 4 カ月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>2 週間以上 2 カ月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が静岡県の職員（以下のこの表において「県職員」という。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>ロ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>4 カ月以上12 カ月以内</p> <p>3 カ月以上9 カ月以内</p> <p>2 カ月以上6 カ月以内</p> <p>3 カ月以上9 カ月以内</p> <p>2 カ月以上6 カ月以内</p> <p>1 カ月以上3 カ月以内</p> <p>2 カ月以上6 カ月以内</p> <p>1 カ月以上3 カ月以内</p> <p>1 カ月以上2 カ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>5 県工事等及び県内公共機関が発注する工事の請負及び工事に係る測量、調査、設計等の委託（以下「県内公共工事等」という。）に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>6 カ月以上24 カ月以内</p> <p>18 カ月以上36 カ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 有資格業者の役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>7 県工事等及び県内公共工事等に関し、役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>6 カ月以上24 カ月以内</p> <p>18 カ月以上36 カ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>8 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げ</p>	<p>1 カ月以上9 カ月以内</p>

<p>る場合を除く。)</p> <p>9 県工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2カ月以上9カ月以内</p> <p>1カ月以上9カ月以内</p> <p>1カ月以上9カ月以内</p>
---	---

様式第1号 (用紙 日本工業規格A4縦型)

第 号
年 月 日

部長 様

課 (所) 長

工事事務等発生報告書

商号又は名称	
代表者氏名	
認定番号	—
営業所所在地	
関係工事名	
工事箇所	
発生時期	
発生場所	

内 容

様式第2号（用紙 日本工業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

部長 様

課（所）長

入札参加停止期間の変更（解除）について

さきに入札参加を停止された下記の者については、入札参加停止期間を変更（解除）することが適当と認められますので、報告します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
認定番号	—
営業所所在地	
入札参加停止期間	年 月 日から 年 月 日まで

1 変更（解除）することが適当と認められる理由

2 変更することが適当と認められる期間

第 号
年 月 日

様

静岡県知事

入札参加停止通知書

このたび、貴 が（の） ① ことは、誠に遺憾であります。よって下記のとおり入札参加停止を行うこととしたので通知します。今後はこのような事態が生ずることのないよう十分注意してください。②（今後はこのような事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告してください。）

記

入札参加停止の期間	③ 年 月 日から	年 月 日まで
入札参加停止の理由	④	

（注）

- ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- ②には、第6条第2項の適用がある場合に使用する。
- ③には、入札参加停止の期間の始期及び終期を記載する。ただし、入札参加停止の理由が別表第2第1号に該当する場合には、「公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことが明らかとなるまで」と記載する。
- ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

様式第4号（用紙 日本工業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

静岡県知事

入札参加停止期間変更通知書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加停止を行った旨を通知したところですが、このたび、下記のとおり当該入札参加停止の期間を変更したので通知します。

記

従前の入札参加停止期間	年 月 日から	年 月 日まで
変更後の入札参加停止期間	年 月 日から	年 月 日まで

変更の理由

様式第5号（用紙 日本工業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

静岡県知事

入札参加停止解除通知書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加停止を行った旨を通知したところですが、このたび、当該入札参加停止を解除したので通知します。